

事 務 連 絡
平成 29 年 1 月 17 日

関係機関 各位

宮崎県精神保健福祉センター

自立支援医療費（精神通院）支給認定における経過的特例の取扱いについて（通知）

日頃から、精神保健福祉の推進に御理解・御協力をいただき感謝申し上げます。

厚生労働省から平成 28 年 12 月 22 日付けの事務連絡がありましたので、お知らせします。

本県におきましては、前回の平成 27 年 4 月 1 日以降に経過的特例が延長された場合と同様に、受給者証の有効期間欄に「経過的特例が延長された場合は、平成〇年〇月〇日までとする。」との記載を行うこととし、仮に平成 30 年 4 月 1 日以降も経過的特例が延長された場合、支給認定の手続きを不要とする対応を行う予定としています。

しかし、延長されない場合は、平成 30 年 4 月 1 日以降は、一定所得以上の世帯の方は、すべて自立支援医療（精神通院医療）の支給対象外（原則、医療保険による 3 割負担）となります。

国からの通知等が出た段階で、別途お知らせします。

ご不明な点がございましたら、宮崎県精神保健福祉センターまでお問い合わせください。

問い合わせ先

宮崎県精神保健福祉センター

TEL 0985-27-5663

HP <http://seihocenter-miyazaki.com/>



事 務 連 絡
平成28年12月22日

各都道府県、指定都市、中核市
障害保健福祉主管部（局）御中

厚生労働省社会・援護局
障害保健福祉部精神・障害保健課

自立支援医療の経過的特例に係る支給認定の取扱いについて

障害者総合支援法施行令附則第12条及び第13条に基づく、自立支援医療の支給認定に係る政令で定める基準及び負担上限月額の経過的特例については、平成30年3月31日までとなっているところです。

この経過的特例の平成30年4月1日以降の取扱いについては、平成29年末頃までに決定されることとなりますが、平成29年度の支給認定に関して、経過的特例の対象となる方が平成30年4月1日以降も、自立支援医療を受けることが必要と判断される場合は、下記のとおり取り扱うようお願いします。

各都道府県におかれましては、管内市町村に対して当該事務連絡の内容を周知いただくよう併せてお願いします。

記

1. 障害者総合支援法施行令附則第12条関係

一定所得以上の高額治療継続者（いわゆる「重度かつ継続」）について、施行令附則第12条に基づく経過的特例の期限が到来した場合は自立支援医療の対象外となることから、最長でも、平成30年3月31日を有効期間の終期とすることが原則となります。ただし、これまでの経過的特例の取扱いの経緯を踏まえ、各自治体において、受給者証の有効期間欄に「経過的特例が延長された場合は平成〇年〇月〇日までとする。」等の記載を行うことにより、仮に平成30年4月1日以降も経過的特例が延長された場合の支給認定手続きを不要とする対応を行うことは差し支えありません。

なお、このような取扱いをする場合は、受給者に対して丁寧に説明を行うとともに、指定自立支援医療機関において自己負担額の徴収等に誤りが生じることがないように、経過的特例の取扱いについての周知をお願いします。

2. 障害者総合支援法施行令附則第13条関係

一定所得以上の高額治療継続者（いわゆる「重度かつ継続」）及び育成医療の中間所得層（高額治療継続者を除く。）について、施行令附則第13条に基づく経過的特例の期限が到来した場合は、負担上限月額に変更が生じることとなるため、平成30年4月1日以降の負担上限月額の変更認定が必要となることに留意願います。

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部
精神・障害保健課自立支援医療係
TEL:03-5253-1111(内3057)
E-mail:jiritsuiryou@mhlw.go.jp



(参考)

○障害者総合支援法施行令（平成十八年一月二十五日政令第十号）（抄）

附則

（支給認定に係る政令で定める基準の経過的特例）

第十二条 法第五十四条第一項の政令で定める基準は、第二十九条に規定するもののほか、平成三十年三月三十一日までの間は、支給認定に係る障害者等及び支給認定基準世帯員について指定自立支援医療のあった月の属する年度（指定自立支援医療のあった月が四月から六月までの場合にあっては、前年度）分の地方税法の規定による市町村民税の所得割の額を厚生労働省令で定めるところにより合算した額が二十三万五千円以上であり、かつ、当該支給認定に係る障害者等が高額治療継続者であることとする。

（指定自立支援医療に係る負担上限月額の経過的特例）

第十三条 指定自立支援医療（育成医療を除く。）に係る負担上限月額は、第三十五条第一項に規定するもののほか、平成三十年三月三十一日までの間は、前条で規定する基準の経過的特例に該当する支給認定障害者等については、二万円とする。

2 育成医療に係る負担上限月額は、第三十五条第一項に規定するもののほか、平成三十年三月三十一日までの間は、次の各号に掲げる支給認定障害者等の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

一 前条で規定する基準の経過的特例に該当する者 二万円

二 その支給認定に係る障害児及び支給認定基準世帯員について、指定自立支援医療のあった月の属する年度（指定自立支援医療のあった月が四月から六月までの場合にあっては、前年度）分の地方税法の規定による市町村民税の所得割の額を厚生労働省令で定めるところにより合算した額が二十三万五千円未満であって、当該支給認定に係る障害児が高額治療継続者以外のものである場合における当該支給認定障害者等（次号に掲げる者を除く。） 一万円

三 その支給認定に係る障害児及び支給認定基準世帯員について、指定自立支援医療のあった月の属する年度（指定自立支援医療のあった月が四月から六月までの場合にあっては、前年度）分の地方税法の規定による市町村民税の所得割の額を厚生労働省令で定めるところにより合算した額が三万三千円未満であって、当該支給認定に係る障害児が高額治療継続者以外のものである場合における当該支給認定障害者等 五千円